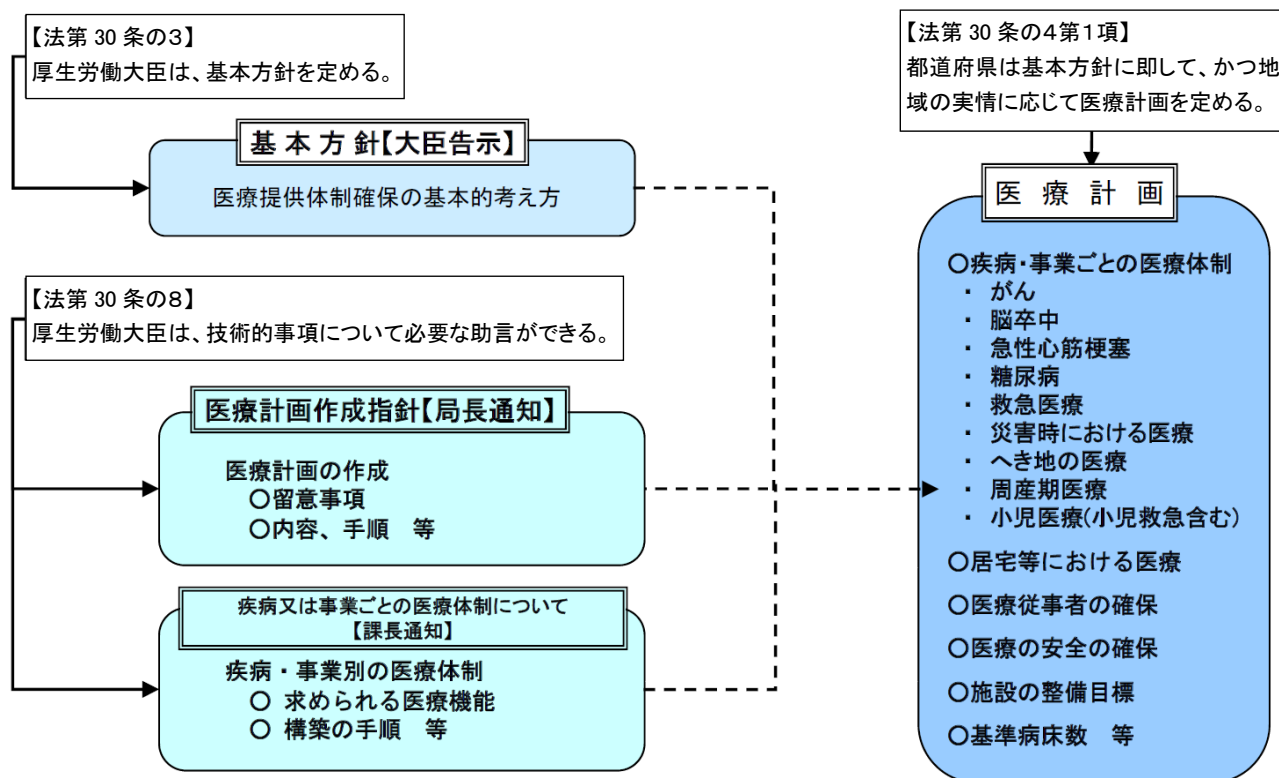


「岩手県保健医療計画」の見直しについて

1 現行の医療計画制度



2 「岩手県保健医療計画（平成 20 年 4 月）」の概要

(1) 計画期間

平成 20 年度～平成 24 年度

(2) 計画の主な視点

国が提示した「4 疾病 5 事業」に本県独自に「うつ対策」を加え、「4 疾病 6 事業」を主要な疾病・事業と位置づけ、「医療機能の明確化、役割分担と連携の促進による医療連携体制の構築」を目指す。

(3) 重点推進事項

事前対応の視点に立ち、県民個々の健康状態に応じた切れ目のない保健・医療・介護（福祉）サービスの実現を基本的な方向とし、次の取組を重点的に推進する。

- ① 事前対応型の保健・医療・介護（福祉）の実現
- ② 医師確保対策の推進
- ③ 医療連携体制の構築
- ④ 保健・医療・介護（福祉）の連携
- ⑤ がん対策の推進

3 医療計画の見直しの方向性（国における検討状況）

※ 以下に記載した内容は、厚生労働省の「医療計画の見直し等に関する検討会」によるこれまでの議論を踏まえ、想定されるものであること。

※ 厚生労働省からの「医療計画作成指針」の提示は、平成24年2月となる見込みであること。

(1) 二次医療圏の設定について

ポイント：一定の人口規模、患者流入・流出割合に基づき、二次医療圏の見直しを検討

○ 次の要件に該当し、入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられる場合は、都道府県に対して見直しを行うよう促す。

・人口：20万人未満 ・流入患者割合：20%未満 ・流出患者割合：20%以上

(2) 疾病・事業ごとのPDCAサイクルの推進について

ポイント：医療計画の実効性を高めるため、PDCAサイクルに関する手順を「医療計画作成指針」に明示

○ 疾病・事業ごとに効率的・効果的な医療提供体制を構築するため

- ・ 全都道府県で入手可能な指標等を指針に位置付け、その指標を用いて現状を把握
- ・ 課題を抽出して数値目標を設定し、その目標を達成するための施策等を策定
- ・ 定期的な評価を行う組織や時期を明記し、必要に応じて施策等を見直し
- ・ これらの情報を住民等に公開

といったプロセスを明示する。

(3) 在宅医療に係る医療体制の充実・強化について

ポイント：「在宅医療の体制構築に係る指針」を示し、医療機関等の役割を充実・強化

○ 他の疾病・事業と同様に「在宅医療の体制構築に係る指針」を示す。

○ 在宅医療について都道府県が達成すべき数値目標や施策等を記載することにより、医療計画の実効性が高まるように促す。

(4) 精神疾患の医療体制の構築について

ポイント：「精神疾患の医療体制構築に係る指針」を示し、医療計画に定める疾患として新たに追加

○ 医療計画に定める疾患として新たに精神疾患を追加し、「精神疾患の医療体制構築に係る指針」を示す。

○ 都道府県において、障害福祉計画や介護保険事業支援計画との連携を考慮しつつ、病期や個別の状態に対応した適切な医療体制の構築が行われるように促す。

(5) 医療従事者の確保に関する事項について

ポイント：地域医療支援センターが実施する事業を記載し、医療従事者の確保を一層推進

○ 医療従事者の確保を一層推進するため、医療対策協議会による取組等に加えて、地域医療支援センターにおいて実施する事業等を医療計画に記載し、都道府県による取組をより具体的に盛り込む。

(6) 災害時における医療体制の見直しについて

ポイント：東日本大震災で認識された災害医療等のあり方に関する課題に対応

○ 「災害医療等のあり方に関する検討会（厚生労働省）」において、災害派遣の方向性等について報告書が取りまとめられた。（平成23年10月31日公表）

○ 今後、都道府県が医療計画を策定する際に、本報告書で提案された内容を踏まえた適切な災害医療体制を構築するよう促す。

4 医療計画の見直しスケジュール（案）

◆平成 23 年度

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
国	●医療計画見直しの方向性について検討									★ 新指針の提示			
県										<ul style="list-style-type: none"> ●検討体制の整備 ●基礎資料の収集・整理 ●必要な調査の検討 ●現計画の評価・分析 ●新指針への対応検討 ●新計画の骨子（案）作成 			
審議会										12/27 諮問★	計画部会（1～2回） 【内容（想定）】 <ul style="list-style-type: none"> ●現計画の評価 ●調査項目の検討 ●骨子（案）の審議 		
その他													

◆平成 24 年度

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
国												
県	●必要な調査の実施		●調査結果分析			●疾病・事業ごとの医療提供体制・指標の検討 ●二次保健医療圏設定の検討・基準病床数の算定 ●各連携区域における医療提供体制の現状評価・分析			中間案の調製	★中間案の作成	最終案の調製	★新計画公示
審議会	計画部会（4～5回） 【内容（想定）】 <ul style="list-style-type: none"> ●疾病・事業ごとの医療提供体制・指標の検討 ●二次保健医療圏設定の検討・基準病床数の算定 ●各連携区域における医療提供体制の現状評価・分析 								★審議会報告	計画部会（1～2回） 【内容（想定）】 <ul style="list-style-type: none"> ●パブコメ結果の反映 ●最終案の決定 		★答申
その他	★県議会への報告					★県議会への報告					県議会★への報告	
											パブコメの実施	

（平成 25 年 4 月 新たな医療計画施行）